

建設消防委員会資料

豊橋市消防団ビジョン(案)

令和5年11月20日

消防本部総務課

目次

■ 第1章	総則	P 4
	1 豊橋市消防団ビジョンの目的	
	2 豊橋市消防団ビジョンの位置づけ	
	3 豊橋市消防団ビジョンの期間	
	4 豊橋市消防団組織等改善協議会の開催について	
	5 豊橋市消防団ビジョンの策定方針	
■ 第2章	消防団について	P 7
	1 消防団とは	
	2 豊橋市消防団の概要	
	3 豊橋市消防団の組織体制	
	4 豊橋市消防団の活動	
■ 第3章	豊橋市消防団を取り巻く情勢	P 10
	1 災害について	
	2 豊橋市の人口見通しについて	
	3 豊橋市消防団の状況	
	4 消防団に関する国の動向	
	5 豊橋市消防団の課題	
■ 第4章	豊橋市消防団の目指すべき将来像	P 16
	1 将来像	
	2 目標	
■ 第5章	将来像を実現するための取り組み	P 18
	1 取り組み体系	
	2 持続可能な消防団組織の構築に向けて	
	3 地域防災力のさらなる向上に向けて	
■ 資料編	○豊橋市消防団ビジョン策定会議	P 34
	○豊橋市消防団ビジョン策定の経過	P 37
	○豊橋市消防団組織等改善協議会意見書	P 38

第1章 総則

1 豊橋市消防団ビジョンの目的

豊橋市消防団は、1949（昭和24）年7月に発足し、今年で満75年を迎える非常勤の消防機関です。消防団は、地域住民で構成され、消防本部や消防署はもちろん、地域の自主防災組織などさまざまな団体と連携しています。消防団員は、別に生業を持ちながらも、平常時や非常時を問わずその地域に密着し、火災などの各種災害への対応をはじめ、地域住民の安全確保に努めています。

このような中、昨今では、地域住民の連帯意識の希薄化や就業形態の多様化など社会情勢の変化により消防団の体制の維持が困難な状況になっています。

一方で、発生が危惧される巨大地震や、大規模な自然災害に迅速に対応するためには、地域に密着した消防団の活動が欠かせず、消防団に対する市民からの期待は年々高まっています。

そこで、豊橋市は、豊橋市消防団の目指すべき将来像を明確化し、地域、行政など消防団に関わるすべての人と消防団がともに、その実現を果たすことを目的として「豊橋市消防団ビジョン」を策定します。

2 豊橋市消防団ビジョンの位置づけ

豊橋市消防団ビジョンは、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的や基本理念を反映し、豊橋市の最上位計画である「第6次豊橋市総合計画」に沿って策定するものであり、豊橋市消防団に関する中長期的な指針として位置づけます。



3 豊橋市消防団ビジョンの期間

豊橋市消防団ビジョンの期間は、「第6次豊橋市総合計画」に沿って設定し、2030（令和12）年度を目標年度とします。

年度		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	
総合計画	基本構想	→										
	基本計画	→					→					
	実施計画	→			→			→			→	
豊橋市消防団ビジョン					→							
豊橋市消防団組織等改善協議会		第5回								第6回 (予定)		

4 豊橋市消防団組織等改善協議会の開催について

豊橋市消防団組織等改善協議会（以下「協議会」という。）は、時代の変容にあわせて15年ごとに開催され、消防団の組織編制や消防団活動のあり方などに関し、広く市民の意見を反映させ、協議及び検討を行い、その結果を意見書として取りまとめ市長へ提言をしてきました。先人たちが創設した15年ごとに行う改善のプロセスは、豊橋市消防団組織の礎となっています。

2022（令和4）年度に開催された第5回の協議会は、社会情勢の変化により消防団の体制維持が困難となる中での開催となりました。協議会からは、今後の豊橋市消防団のあり方として、持続可能な消防団組織の構築を進める一方で、地域防災力のさらなる向上を図ることが意見書として取りまとめられ、市長へ提言されました。

なお、今後の協議会は、次期ビジョン策定期間にあわせて開催していくこととします。

豊橋市消防団組織等改善協議会



意見書提出の様子

左から武田真次消防団長、鈴木誠会長
浅井由崇市長、小清水宏和消防長



会議の様子

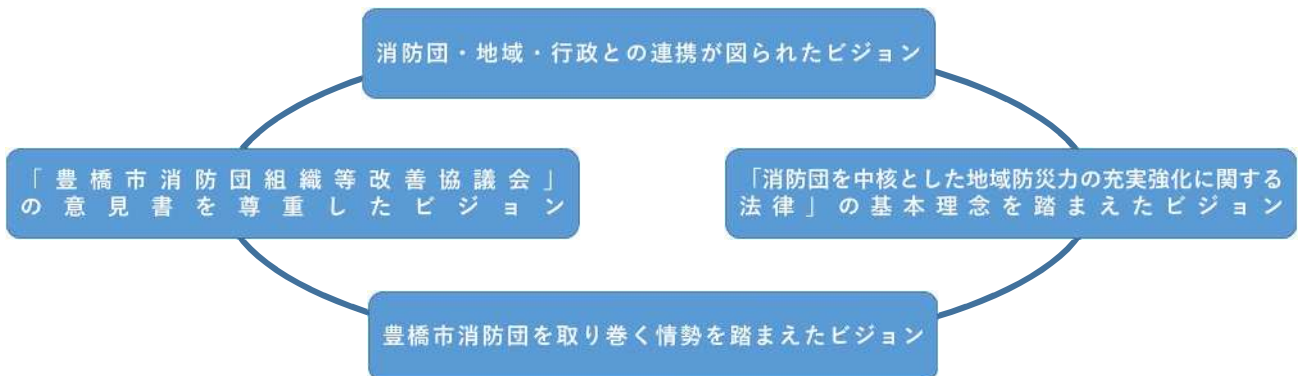
外部有識者等9名（うち女性3名）の委員により広い視座と広範な意見をもって協議・検討を重ねました。

【委員】

愛知大学地域政策学部教授・豊橋市自治連合会理事・愛知県東三河総局県民環境部防災安全課長・ABT豊橋ブラジル協会会長・豊橋障害者（児）団体連合協議会会長・愛知大学短期大学部学生・前豊橋市消防団長・豊橋市女性防火クラブ連絡協議会会長・豊橋市消防団長

5 豊橋市消防団ビジョンの策定方針

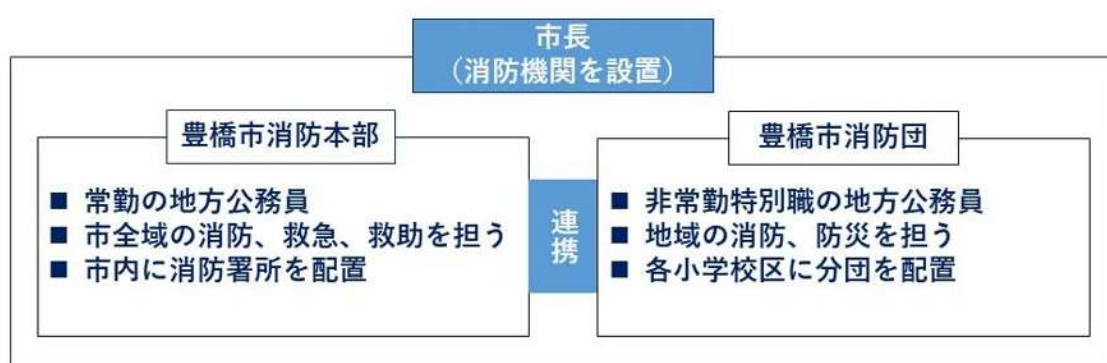
豊橋市消防団ビジョンの策定に当たり、次の視点を基本的な考え方としました。



第2章 消防団について

1 消防団とは

消防団は、豊橋市消防団条例によって設置される非常勤の消防機関であり、その構成員である消防団員は、別に生業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、消防活動を行っています。消防団の構成員は地域住民であるため、地域の理解と協力が得られなければ消防団組織の存続そのものが困難となります。



2 豊橋市消防団の概要

豊橋市消防団は、条例定数を 1,230 名として、各地域において分団を編制し、多様な活動を担っています。



【任命要件】

- 消防団の設置区域内に居住し、または勤務する者
- 志操堅固で、かつ身体強健な者
- 年齢 18 歳以上 50 歳未満

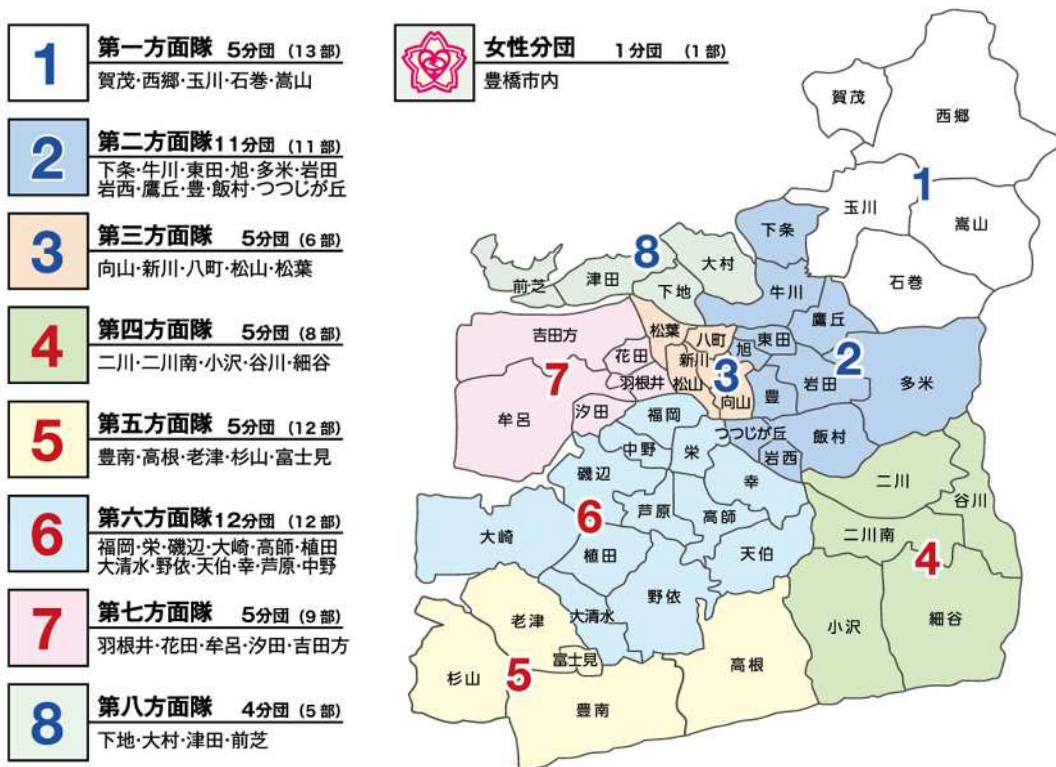
※団長、隊長又は副隊長に任命された者及び女性分団は、年齢の上限を 55 歳未満とする。

- 機能別団員（災害防ぎょ活動のみ従事）は、基本団員の勤務年数が通算 3 年以上であるもの。

3 豊橋市消防団の組織体制

豊橋市消防団は、8方面隊 53分団 77部で組織されています。分団は、すべての小学校区に配置しており、消防署所を管轄にした八つの方面隊に分けています。また、女性分団は、豊橋市全域で一つの分団を編成しています。

分団の編制単位については、1小学校区に1分団1部の原則がありますが、地域の実情に応じて複数の部を設け、消防団施設（器具庫・詰所）を追加することができます。分団における定数の算定基準は、1分団1部17名であり、1部増やすごとに10名を加算した人員となっています。なお、女性分団における定数の算定基準も原則の1分団1部17名となっています。



複数の部を設置している分団と部数

令和5年4月1日現在

方面隊	第一		第三		第四			第五			第七			第八			
分団	賀茂	西郷	玉川	石巻	松山	二川	二川南	細谷	豊南	高根	老津	杉山	羽根井	花田	牟呂	吉田方	前芝
部数	2	4	4	2	2	2	2	2	4	3	2	2	2	2	2	2	2

4 豊橋市消防団の活動

災害時の活動は、火災現場での消火をはじめ、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎよなどさまざまです。

また、平常時の活動として、応急手当の普及啓発や火災予防広報、地域における防火・防災指導など災害活動以外においても、幅広い活動を行っています。

豊橋市消防団では、多様な活動を担う基本団員と、基本団員が行う災害対応を補完する役割として機能別団員がいます。また、基本団員の中には、女性のみで組織する女性分団がありますが、消防団器具庫や車両等を配備していないことから、災害対応には従事していません。

基本団員	
小学校区に設置された分団 (52分団76部) <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害対応 ■ 訓練 ■ 火災予防広報 ■ 式典 ■ 防災活動 ■ 応急手当 ■ 消防団加入促進活動 ■ 地域活動 	女性分団 (1分団1部) <ul style="list-style-type: none"> ■ 火災予防広報 ■ 式典 ■ 防災活動 ■ 応急手当 ■ 消防団加入促進活動
機能別団員	
各分団が必要に応じて配置 (21分団/52分団) <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害対応 	

(分団部数) 令和5年4月1日現在



第3章 豊橋市消防団を取り巻く情勢

1 災害について

(1) 火災

火災件数は、第4回の協議会が開催された2007(平成19)年から比較すると約40パーセント減少しています。

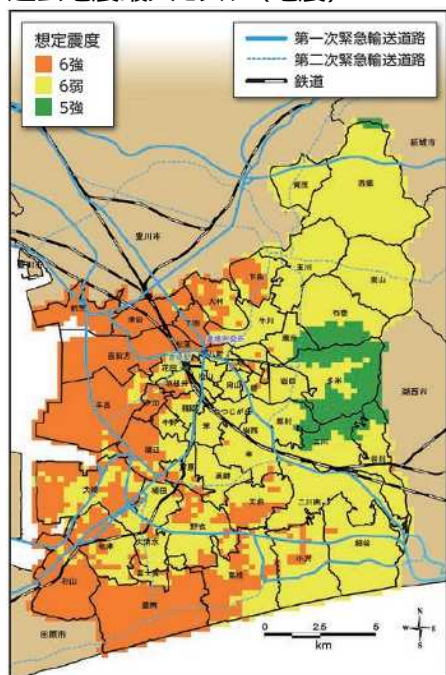
一方で、次にあるように、地震や風水害など大規模災害の発生が危惧されています。



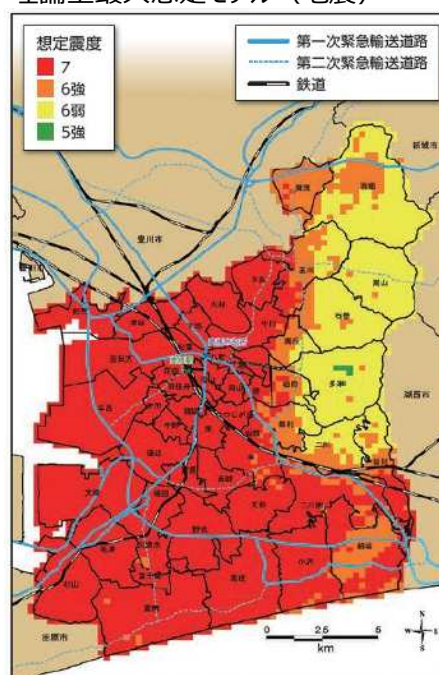
(2) 地震・津波

豊橋市では、南海トラフで発生する地震・津波を想定した「豊橋市南海トラフ地震被害予測調査」を実施しています。地震・津波は想定が多岐にわたることから、正確な予測が困難ですが、効果的な防災・減災対策の実施につなげていくため、「過去地震最大モデル」と「理論上最大想定モデル」の二つのモデルケースによる被害予測調査を実施し、小学校区ごとに被害量を算出しています。

過去地震最大モデル(地震)

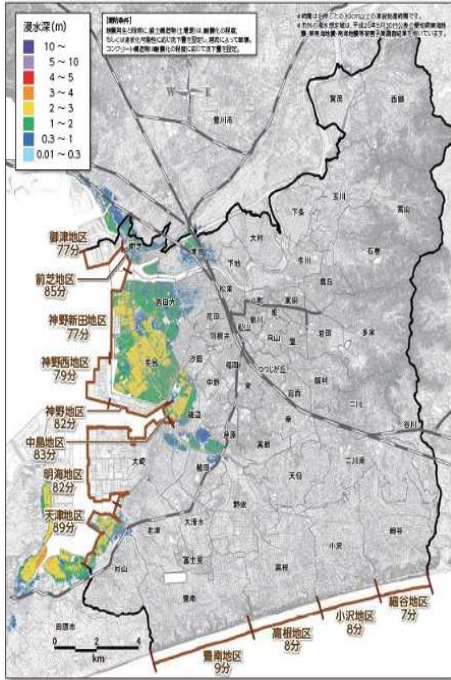


理論上最大想定モデル(地震)

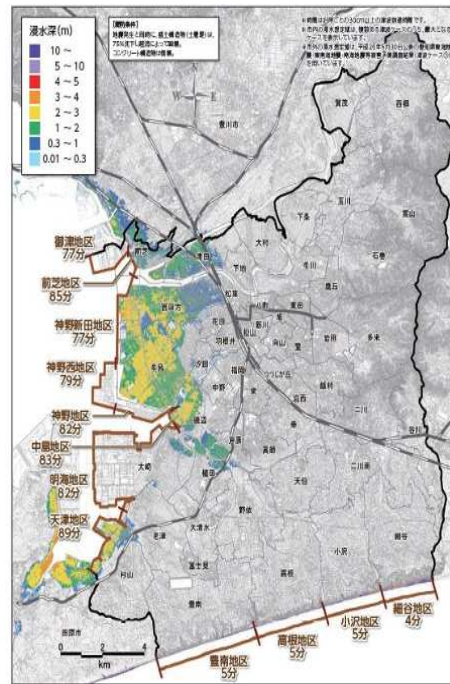


出典/豊橋市 「防災ガイドブック 令和5年2月改訂」

過去地震最大モデル（津波）



理論上最大想定モデル（津波）



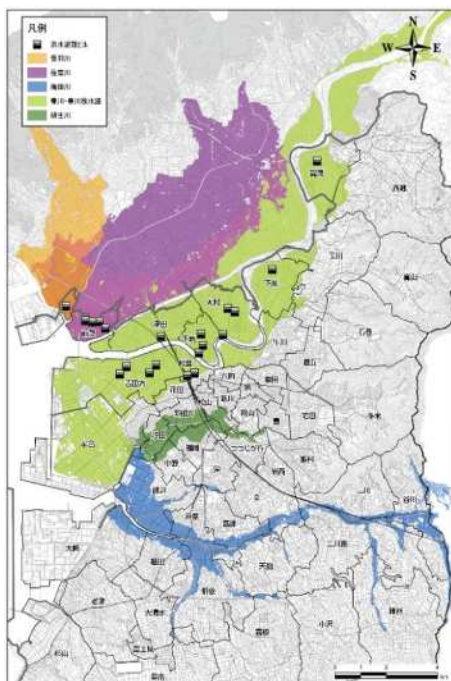
出典/豊橋市 「防災ガイドブック 令和5年2月改訂」

(3) 風水害

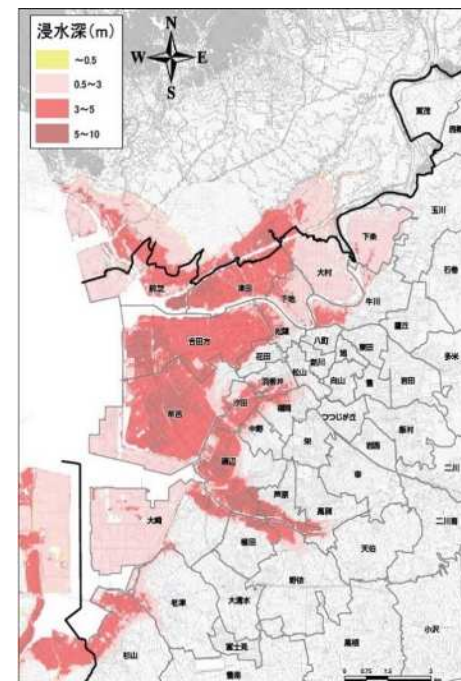
洪水浸水想定区域は、大雨による洪水で堤防が決壊した場合に浸水すると想定される範囲を河川ごとに色分けして表示したものです。

高潮ハザードマップは、高潮時の河川における洪水の流下を考慮し、海岸線だけでなく河川においても高潮の影響を受けて水位が高くなっている状況での氾濫を想定するとともに、堤防等の全ての防護施設は、外力が設計条件に達した段階で決壊することを基本とするなど、最悪の事態を想定しています。

洪水浸水想定区域



高潮ハザードマップ

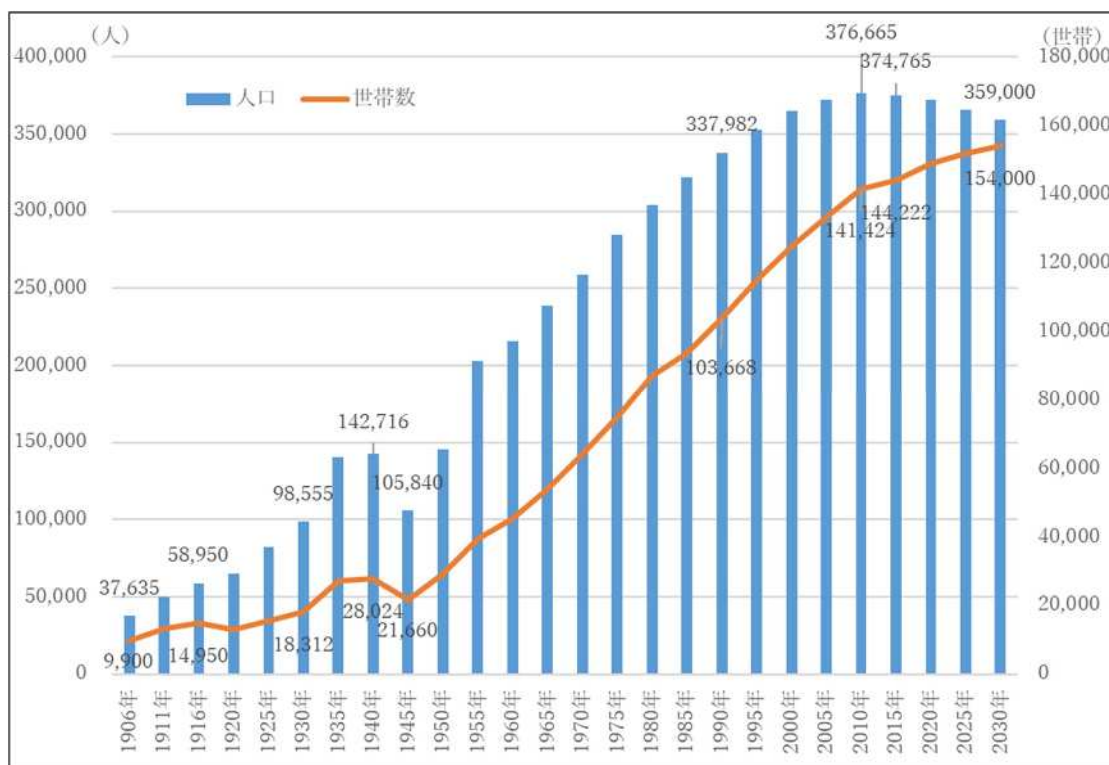


出典/豊橋市 「防災ガイドブック 令和5年2月改訂」

2 豊橋市の人口見通しについて

(1) 豊橋市の人口の推移

人口の推移は、2010（平成22）年をピークに減少しています。

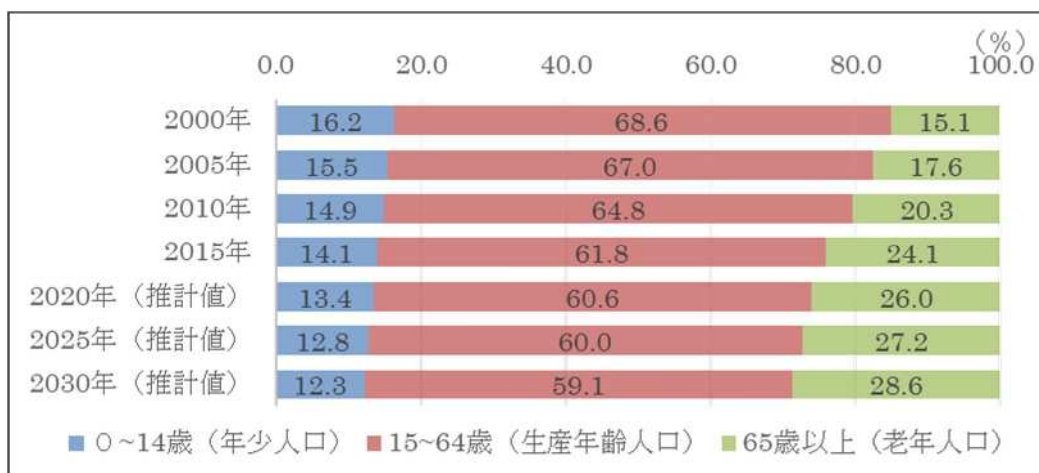


※2020（令和2）年以降はコーホート要因法による推計値

出典/豊橋市 「第6次豊橋市総合計画」

(2) 豊橋市の年齢階層別人口構成比の推移

年齢階層別人口構成比の推移は、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口は増加しています。



※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が100にならない場合があります。

出典/豊橋市 「第6次豊橋市総合計画」

3 豊橋市消防団の状況

(1) 豊橋市消防団員数の推移

消防団員の定数と実員の推移は、第4回の協議会が開催された2007（平成19）年度から比較すると、かい離が生じています。



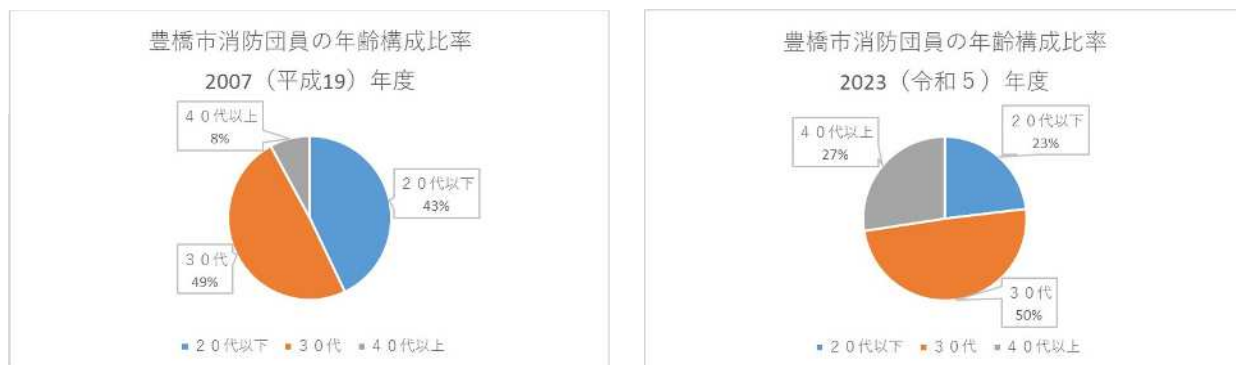
(2) 豊橋市消防団員の被雇用者化の推移

2022（令和4）年における豊橋市消防団員の被雇用者構成比率は、75.6パーセントとなっており、全国平均の73.7パーセントを上回っています。2007（平成19）年度から比較すると被雇用者の占める割合は増加しています。



(3) 豊橋市消防団員の年齢構成

豊橋市消防団員の年齢構成比率を見ると、30代が全団員の約半数を占めており、2007（平成19）年度から比較すると40代以上の年齢構成比率が高まっています。また、平均年齢は35歳であり、2022（令和4）年の全国平均43.2歳と比べると下回っています。



4 消防団に関する国の動向

東日本大震災を契機に地域防災力の重要性があらためて認識され、2013（平成25）年12月13日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

(1) この法律の目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1条～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務、など（4条）
- 防災活動への参加に係る住民の努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の関係者相互の連携協力義務（6条）
- 災害対策基本法上の市町村地域防災計画における、地域防災力の充実強化に関する事項についての策定・実施に関する努力義務、災害対策基本法上の地区防災計画を定めた場合の、地域防災力を充実強化するための具体的な事業計画の策定義務など（7条）

(2) 基本的施策

▶ 消防団の強化等

- 消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため必要な国及び地方公共団体の措置義務（8条）
- 消防団の強化に関する具体的措置
 - 消防団への加入の促進のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（9条）
 - 公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - 事業者・大学等の協力（11条・12条）
 - 消防団員の処遇の改善のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（13条）
 - 消防団の装備の改善及び消防の相互応援の充実のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（14条）
 - 消防団の装備の改善に対し必要な国及び都道府県の財政上の措置に関する努力義務（15条）
 - 消防団員の教育訓練の改善及び標準化等のため必要な国及び地方公共団体の措置義務（16条）

▶ 地域における防災体制の強化

- 防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等に関する市町村の努力義務（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置に関する市町村の努力義務（18条）
- 自主防災組織等に対する国及び地方公共団体の援助（19条・20条）
- 学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な国及び地方公共団体の措置義務（21条）

5 豊橋市消防団の課題

豊橋市消防団の取り巻く情勢などから以下の項目を課題として捉えています。

課題



消防団を持続させること

- 消防団員の定数や分団の編制単位の見直しを行う必要があります。
- 消防団員の確保を図る対策を行う必要があります。



消防団を強化すること

- 地震や風水害など大規模災害に備える体制を作る必要があります。

第4章 豊橋市消防団の目指すべき将来像

1 将来像

消防団が持つ機能と特性として「普遍性」「地域密着性」「即時対応力」「多面性」「要員動員力」などがあります。これらを有した消防団は、地域防災の要であり、常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う存在です。

第6次豊橋市総合計画に掲げられた「命の安全、心の安心が確保されたまち」や「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の基本理念を実現するためにも、消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在であり、非代替的な組織として持続させなければなりません。

そこで、協議会からの意見を尊重しながら、豊橋市消防団を取り巻く情勢を勘案し、2030（令和12）年度に目指すべき将来像を次のとおりとします。

地域防災力の中核を担う消防団



2 目標

目指すべき将来像を実現するため、次の二つの目標を掲げます。

目標1

持続可能な消防団組織の構築

地域防災力の中核を担う消防団を持続させる必要があります。

目標2

地域防災力のさらなる向上

地域防災力の中核を担う消防団を効率的に強化する必要があります。

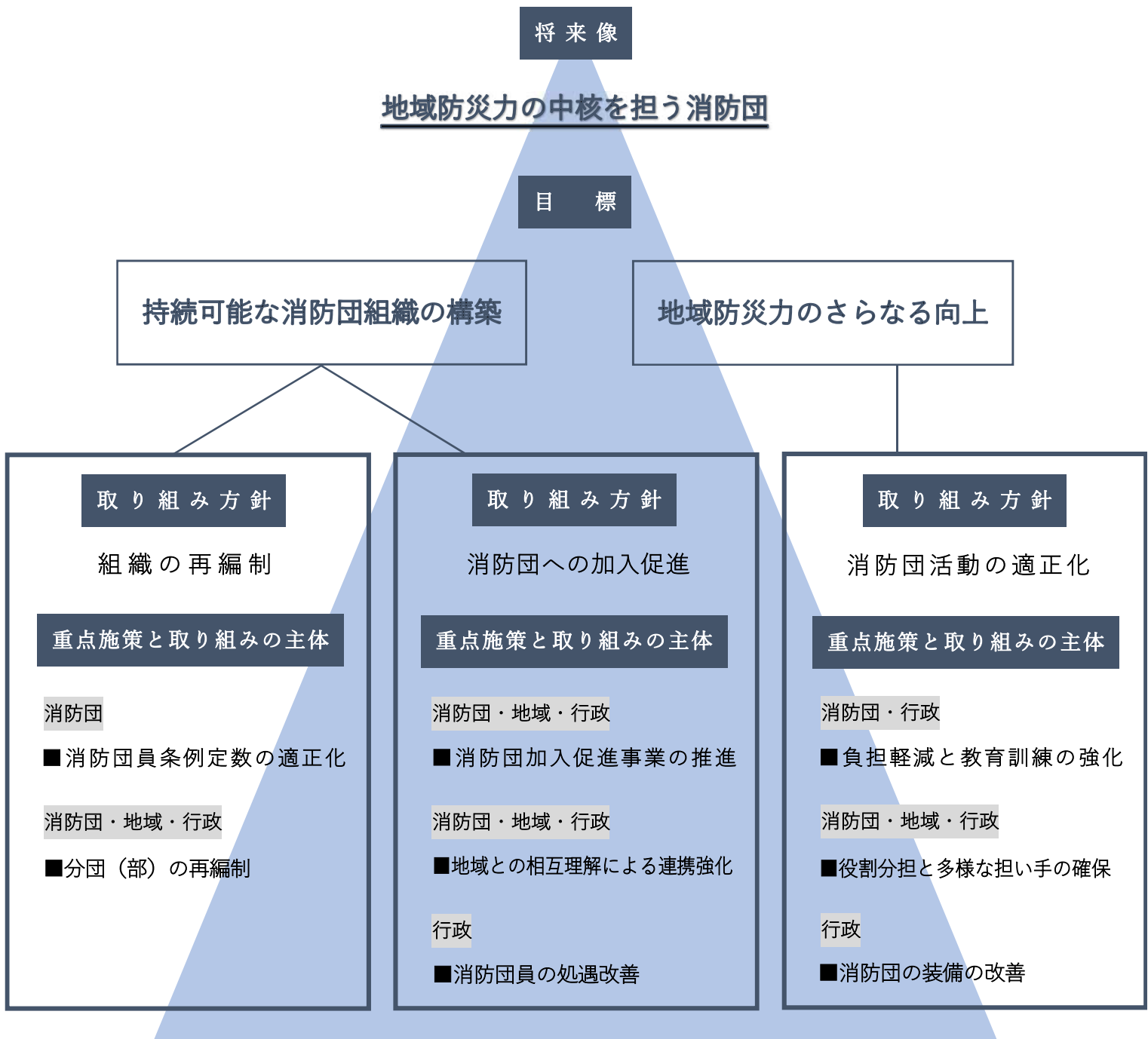


第5章 将来像を実現するための取り組み

1 取り組み体系

地域、行政など、消防団に関わるすべての人と消防団が、ともに同じ方向を向いて取り組みを行う必要があります。

そこで、取り組みの主体を示し、三つの方針に沿って、それぞれの重点施策を体系的に講じていくことで、目指すべき将来像の実現を果たします。



2 持続可能な消防団組織の構築に向けて

持続可能な消防団組織の構築を図るため、「組織の再編制」及び「消防団への加入促進」の二つの取り組み方針をたて、それぞれの取り組み主体が重点施策を実施します。定量的な指標は「消防団員の充足率」とします。



取り組み方針 組織の再編制

組織の再編制について、次の二つの重点施策に取り組みます。

留意点として、消防団の沿革、地域の住民意識及び消防団の士気を十分に尊重しながら、柔軟に再編制します。

目標

持続可能な消防団組織の構築

取り組み方針

組織の再編制

重点施策

■ 分団（部）の再編制

重点施策 分団（部）の再編制 取り組みの主体 消防団・地域・行政

□ 現状

- 分団の編制は、1小学校区1分団1部を原則としています。
- 分団によっては、歴史的な経緯と地域の実情などから複数の部を設置しています。
- 複数の部を設置している17分団のうち、半数を超える9分団が欠員となっています。
- 消防団員アンケートでは、複数の部を設置する分団に属する団員からは、部の統廃合及びその検討を求める声が多く、「現状維持」を上回っています。
- 豊橋市における地域コミュニティの範囲は、小学校単位となっています。
- 消防団施設（器具庫・詰所）の76施設のうち、約2割に当たる18施設が保全を行っています。

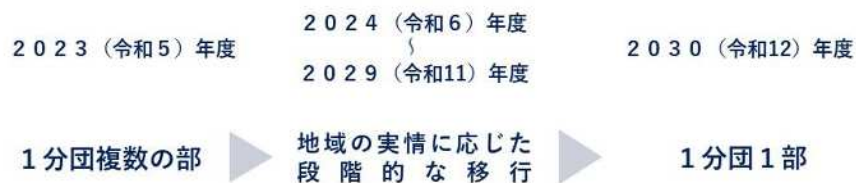
□ 方向性

- 地域の実情に合わせ、効率的な分団（部）の再編制を推進します。
- 計画的に施設の保全を行います。

□ 主な取り組み

- 分団の編制は、引き続き1小学校区1分団1部を原則とします。
- 複数の部を設置している分団については、1分団2部までを上限として部の集約を行います。

分団（部）の再編制移行イメージ



- 分団（部）の再編制に応じて、計画的に施設の保全を行います。

目標

持続可能な消防団組織の構築

取り組み方針

消防団への加入促進

重点施策

■ 消防団加入促進事業の推進

取り組み方針 消防団への加入促進

消防団への加入促進について、次の三つの重点施策に取り組みます。

重点施策 消防団加入促進事業の推進 取り組みの主体 消防団・地域・行政

□ 現状

- 豊橋市の人口の推移は、2010（平成22）年をピークに減少しています。
- 53分団のうち約4割に当たる22分団が欠員となっています。
- 消防団員アンケートでは、災害対応以外で負担に感じている活動として、団員勧誘活動をあげています。
- 市民アンケートでは「消防団を知っていますか」という問いに対して「名前は知っているが活動内容は知らない」という回答が最も多くなっています。

□ 方向性

- 消防団の認知度をより高めるため、消防団の活動を多様な広報媒体を活用して発信します。
- 将来の消防団の担い手の育成を推進します。

□ 主な取り組み

- 消防団の活動内容を印象付けるデザインのポスターやリーフレットを作成して、イベント時や市内各地域の組回覧など幅広く配布します。
- SNSを活用し、消防団の活動をオンタイムで定期的に発信します。
- 地域の小学校などで、消防団員が主体となり講座を行うなど、消防団の魅力を伝えます。
- 引き続き、企業等に協力を依頼し、消防団協力事業所（※1）の登録推進や、消防団応援事業（※2）を拡充します。



（※1）消防団員を雇用する事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得るため、「消防団協力事業所表示制度」を導入しています。本制度は、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力が、事業所の社会貢献として広く認められるものです。

（※2）消防団員と団員を支える家族を応援するため、消防団員等に対して様々なサービスを提供する店舗を「消防団応援事業所」として登録し、福利厚生の実を充実を図っています。

目標

持続可能な消防団組織の構築

取り組み方針

消防団への加入促進

重点施策

■ 地域との相互理解による連携強化

重点施策 地域との相互理解による連携強化 **取り組みの主体** 消防団・地域・行政

□ 現状

- 消防団員アンケートでは、災害対応以外で負担に感じている活動として、団員勧誘活動をあげています。
- 消防団員アンケートでは、団員確保の方法として「自治会の協力を得る」が最も多い回答となっています。
- 消防団は、地域住民が主体となる組織であり、災害対応などの消防活動のほか、各地域においても多様な地域活動に参加するなど双方に従事しています。

□ 方向性

地域との連携をより強固にしつつ、消防活動のほか地域活動を担っている消防団の負担を軽減します。

□ 主な取り組み

- 引き続き、消防団と地域が協議を重ね相互に協力していきます。
- 消防団の負担を軽減するため、消防団が担う地域活動の見直しを地域に働きかけます。



目標

持続可能な消防団組織の構築

取り組み方針

消防団への加入促進

重点施策

■ 消防団員の処遇改善

重点施策 消防団員の処遇改善 **取り組みの主体** 行政

□ 現状

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第13条には、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図り、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給がされるよう、必要な措置を講ずることが規定されています。
- 市民・消防団員アンケートでは、「報酬及び手当の改善が入団確保につながる」と回答しています。

□ 方向性

消防団の担う活動に応じた適切な処遇を行うように努めます。

□ 主な取り組み

- 国が定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」に準じて、2023（令和5）年度から出動報酬を新設し、支給を開始しています。
- 今後も、国等の動向も注視しながら、消防団の担う活動に応じた報酬や手当等の処遇の改善を図っていきます。

	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
出動報酬	◆ 費用弁償として支給 災害と災害以外に区別 ・ 災害出動 6時間以上で夜間 : 7,000円/1回 5時間以上 : 3,300円/1回 4時間以上～5時間未満 : 3,100円/1回 3時間以上～4時間未満 : 2,200円/1回 2時間以上～3時間未満 : 1,600円/1回 2時間未満 : 1,500円/1回 ・ 災害以外 1,400円/回	◆ 出動報酬を新設 活動内容の区別なし 時間に応じた報酬額の設定 7時間～8時間 : 8,000円/1回 6時間～7時間 : 7,000円/1回 5時間～6時間 : 6,000円/1回 4時間～5時間 : 5,000円/1回 3時間～4時間 : 4,000円/1回 2時間～3時間 : 3,000円/1回 2時間以下 : 2,000円/1回
費用弁償	◆ 支給なし	◆ 費用弁償を支給 200円/1回

3 地域防災力のさらなる向上に向けて

地域防災力のさらなる向上を図るため、「消防団活動の適正化」を取り組み方針として、それぞれの取り組み主体が重点施策を実施します。

定量的な指標は「消防署研修の受講率」と「多機能型車両の配備率」とします。



取り組み方針 消防団活動の適正化

消防団活動の適正化について、次の三つの重点施策に取り組みます。

目標

地域防災力のさらなる向上

取り組み方針

消防団活動の適正化

重点施策

■ 負担軽減と教育訓練の強化

重点施策 負担軽減と教育訓練の強化 取り組みの主体 消防団・行政

□ 現状

- 基本団員は、災害防ぎょ活動のほか、訓練、式典などの組織的な公的諸行事、災害予防のための啓発活動、さらには、地域での防災訓練指導や応急手当指導など多様な活動を担っています。
- 長年、消火訓練として実施しているポンプ操法に注力する一方、救助訓練など、その他の災害に対応する訓練時間の確保や知識及び技術の習得に苦慮しています。
- 消防団員アンケートでは、消防団が担う多様な活動のうち、消防団員が負担に感じている活動としてポンプ操法や式典などがあげられ、それらの活動の多さが「家族への迷惑や負担となっている」との回答があります。
- 市民アンケートでは、入団者が増加する取り組みとして「必要性の低い業務を減らし、消防団の負担を軽減する」という回答が多くありました。
- 市民アンケートでは、消防団に期待する活動について聞くと、火災に次いで、地震や風水害などの大規模災害への対応を求めています。

□ 方向性

- 儀礼的な活動や競技化・慣例化した訓練などを見直し、負担の軽減につなげます。
- 多様化する災害に備えるため、幅広い内容の技術と知識を効率的に習得できる環境（教育訓練）を整備します。

□ 負担軽減の主な取り組み

- 式典などの組織的に行う公的諸行事の見直しを図り、廃止、縮小及び集約を行います。
- 講習会や説明会のオンライン化を進めます。



目標

地域防災力のさらなる向上

取り組み方針

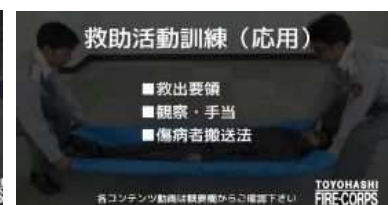
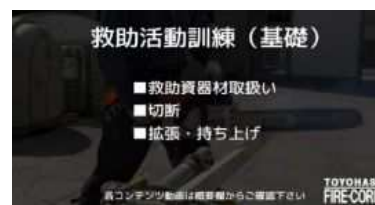
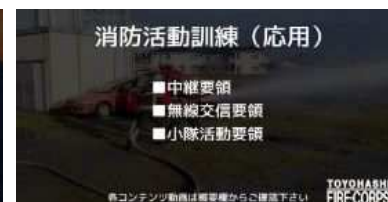
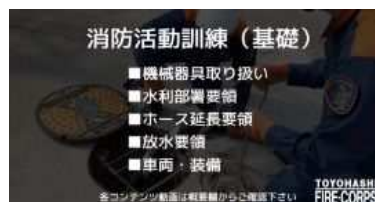
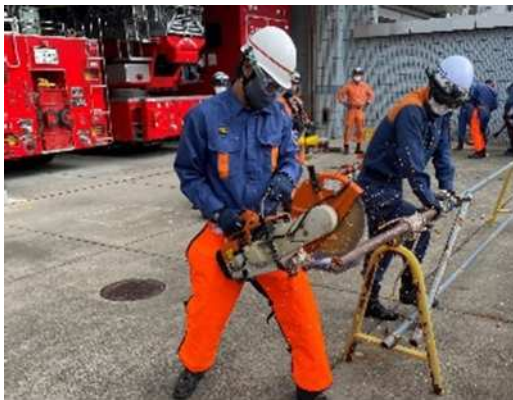
消防団活動の適正化

重点施策

■ 負担軽減と教育訓練の強化

□ 教育訓練の強化の主な取り組み

- 消防団の教育訓練の基準を明確化した「豊橋市消防団教育訓練方針」に基づき、教育訓練を実施します。
- 災害現場で消防団が担う活動を想定し、配備されている装備を全消防団員が活用できることを目的とした「消防署研修」を、年間を通じて計画的に実施します。
- 教育訓練をより効果的かつ効率的に行うため、消防署研修における指導の様子やポイントを動画としてまとめたeラーニングを活用していきます。



目標

地域防災力のさらなる向上

取り組み方針

消防団活動の適正化

重点施策

■ 役割分担と多様な担い手の確保

重点施策 役割分担と多様な担い手の確保 **取り組みの主体** 消防団・地域・行政

□ 現状

- 基本団員は、災害防ぎょ活動のほか、訓練、式典などの組織的な公的諸行事、災害予防のための啓発活動、さらには、地域での防災訓練指導や応急手当指導など多様な活動を担っています。
- 基本団員の活動を補完する機能別団員を導入しています。現在担っている役割は災害防ぎょ活動です。

□ 方向性

- 消防団の負担軽減を図りながらも、地域防災力の向上を目指すために消防団が担っている多様な活動において役割分担を行います。
- 今後の消防団の担い手としては、性別、国籍にとらわれないことや、担う活動に応じて定年の延長をするなど柔軟性を確保していきます。
- 消防団に新たな役割が求められる場合は、活動主体である消防団の声を聴きながら、機能別団員の充実を図っていきます。

□ 役割分担と多様な担い手の確保の主な取り組み（女性分団）

各校区に設置されている分団が、災害対応に注力していくためには、式典などの公的諸行事やPR事業などの活動の担い手の確保が必要です。現在、それらの活動を主として行っている女性分団について、名称の変更を検討し、多様な担い手を受け入れやすい体制を整えます。

2023（令和5）年度

女性分団



2024（令和6）年度

広報・支援分団（仮称）

目標

地域防災力のさらなる向上

取り組み方針

消防団活動の適正化

重点施策

■ 役割分担と多様な担い手の確保

□ 役割分担の主な取り組み（機能別団員）

今後、多様な活動を想定し、各地域の中で自主防災組織を支える役割が期待できるものや、大規模災害発生時に備えるものなど、市民の期待に応じていく体制づくりを必要に応じて進めていきます。

機能別団員の活用

能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員であり、消防団の活動を補完する役割を期待されている。

2023（令和5）年度

役割	支援内容
消防隊	主に昼間の災害防ぎょ活動を支援

2024（令和6）年度以降
新たな役割が求められる場合

役割（例）	支援内容（例）
大規模災害団員	大規模災害時に災害防ぎょ活動を支援
学生機能別団員	避難所支援活動や広報活動を支援
自主防災組織支援団員	地域と消防団の連携を支援 自主防災組織の活動を支援

□ 多様な担い手の確保の主な取り組み

経験豊富な再入団者の受け入れ促進や、多様な活動が想定される広報・支援分団（仮称）や機能別団員の担い手を確保するため、定年の延長を検討します。

定年延長のイメージ

2023（令和5）年度

基本団員
機能別団員 50歳

団長・隊長
副隊長・女性分団 55歳

2024（令和6）年度

基本団員
機能別団員 55歳

団長・隊長
副隊長
広報・支援分団（仮称） 60歳

目標

地域防災力のさらなる向上

取り組み方針

消防団活動の適正化

重点施策

■ 消防団の装備の改善

重点施策 消防団の装備の改善 **取り組みの主体** 行政

□ 現状

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第14条には、国及び地方公共団体は、消防団の充実強化を図るため、消防団の装備の改善など、必要な措置を講ずることが規定されています。

□ 方向性

国が示した基準をもとに、活動主体である消防団の声を聴きながら、消防団員の安全確保のための装備や、消防団に求められる役割に見合う装備の充実を図っていきます。

□ 安全確保の主な取り組み

消防団員の安全を確保するため、装備の視認性や機能性の向上を図ります。

安全装備品の改善

- ・ 蛍光色を取り入れ悪天候や夜間の活動における視認性の向上を図ります。
- ・ 立体裁断の採用や素材の見直しを行うことで、活動時の負担軽減を図ります。



目標

地域防災力のさらなる向上

取り組み方針

消防団活動の適正化

重点施策

■ 消防団の装備の改善

□ 災害対策の主な取り組み

火災のほか、地震や風水害などの大規模災害に対応するため、救助資機材を積載できる多機能型の車両を計画的に更新していきます。

東日本大震災を契機に消防団に求められる活動が変化

火 災

火 災

地 震

風 水 害





資料編

豊橋市消防団ビジョン策定会議設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市消防団ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するため、豊橋市消防団ビジョン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ビジョン策定の方針及び重要事項の調整に関すること。
- (2) ビジョン原案の立案に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、策定会議を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要と認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第4条 策定会議に幹事会を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長、幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 幹事会は、第2条に掲げる事項について検討を行い、必要な資料を策定会議に提出する。
- 5 幹事長は、必要と認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定会議に作業部会を置き、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長、部会員には、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部会長は、作業部会を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 部会長は、第2条に掲げる事項について検討を行い、必要な資料を幹事会に提出する。

- 5 作業部会は、消防団員によって構成されたビジョン策定ワーキンググループと連携し、消防団員の意見を聴くことができる。
- 6 部会長は、必要と認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定会議の庶務は、事務局において処理する。

- 2 事務局は、消防本部総務課の職員をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

策定会議

役職	職名等
会長	副市長 (杉浦副市長)
副会長	消防長
委員	危機管理統括部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	産業部長
〃	都市計画部長
〃	教育部長

別表第2（第4条関係）

幹事会

役職	職名
幹事長	消防本部総務課長
幹事	防災危機管理課長
〃	行政課長
〃	財政課長
〃	資産経営課長
〃	政策企画課長
〃	市民協働推進課長
〃	多文化共生・国際課長
〃	教育政策課長

別表第3（第5条関係）

作業部会

役職	職名
部会長	消防本部総務課主幹
部会員	防災危機管理課職員
〃	行政課職員
〃	財政課職員
〃	資産経営課職員
〃	政策企画課職員
〃	市民協働推進課職員
〃	多文化共生・国際課職員
〃	教育政策課職員

豊橋市消防団ビジョン策定の経過

年 月 日	事 項	内 容
令和 5 年 5 月 12 日	第1回消防団策定ワーキンググループ開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊橋市消防団組織等改善協議会の結果について ・ ビジョンの策定趣旨について
令和 5 年 5 月 24 日	第2回消防団策定ワーキンググループ開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョンの位置づけ、期間、取り組み内容について消防団の意見集約
令和 5 年 6 月 6 日	第3回消防団策定ワーキンググループ開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョンの位置づけ、期間、取り組み内容について消防団の意見まとめ
令和 5 年 6 月 29 日	第 1 回策定会議作業部会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの経緯 ・ ビジョンの素案について
令和 5 年 7 月 19 日	第 2 回策定会議作業部会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョンの素案について
令和 5 年 8 月 18 日	第 3 回策定会議作業部会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョンの素案まとめ
令和 5 年 8 月 28 日	第 1 回策定会議幹事会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの経緯 ・ ビジョン（案）について ・ スケジュール（案）について
令和 5 年 9 月 12 日	第 2 回策定会議幹事会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン（案）についてまとめ ・ 今後のスケジュールについて
令和 5 年 9 月 26 日	第 1 回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン（案）について ・ 今後のスケジュールについて
令和 5 年 10 月 20 日	第 2 回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン（案）について ・ 今後のスケジュールについて

意見書

「豊橋市消防団の今後の在り方について」

令和4年11月16日

豊橋市消防団組織等改善協議会

はじめに

豊橋市消防団組織等改善協議会では、昭和39年の第1回の協議会を皮切りに、時代の変容に合わせてこれまで計4回の消防団組織等改善協議会を開催し、消防団の処遇等の改善や消防団活動の在り方に関し、市民や消防団の意見を基に協議及び検討を重ねてきました。

この15年ごとに行う改善等のプロセスは、豊橋市消防団組織の時代の礎となっています。

過去の歴史を振り返りますと、協議会では高度経済成長や人口増加を時代背景に、成長・拡大を必然とした消防団施策を策定してきました。その後、平成23年3月11日の東日本大震災を機に、地域防災力の重要性はさらに増し、平成25年には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、消防団への期待がますます高まりました。

しかしながら、現代の日本社会は、人口減少、少子高齢化及び経済規模の縮小などに直面し、従来の成長社会から成熟・縮減社会へと移り変わりつつあります。本市においても、平成22年をピークとして人口減少局面に突入しており、消防団組織の実態を見ても、いよいよ消防団員新規加入者の確保が困難を極める地域が続出するとともに、現役消防団員からも、家族と過ごす時間や自分のための時間を大事にしたいという声が届くようになってきました。さらに、消防団員の中でも若年層世代では、価値観の相違を理由に“負担軽減”の訴えが、一層強く出るようになってきました。

今回で5回目となる令和4年度の改善協議会は、これまでの成長・拡大社会の下で開催された協議会ではなく、成熟・縮減社会の下で開催される初めての協議会でした。持続可能な消防団組織の構築を迫られる中、消防団に求められている地域防災力の向上をいかに図れるのかを最大のテーマとし、協議会では、消防団に関し広く市民の意見、消防団の声を集約し、豊橋市消防団の処遇等の改善や消防団活動の在り方について協議、検討を行いました。

令和4年11月

豊橋市消防団組織等改善協議会
会長 鈴木 誠

「豊橋市消防団組織等改善協議会」意見書

目 次

<u>第 1 消防団の組織及び制度に関すること</u>	1
1 消防団組織編制	1
2 消防団員条例定数	1
<u>第 2 消防団の活動に関すること</u>	2
1 消防団活動	2
2 地域活動	2
3 明確な役割分担	3
<u>第 3 消防団員の報酬等の処遇に関すること</u>	4
消防団員の処遇	4
<u>第 4 消防団のその他必要な事項に関すること</u>	4
消防団の装備の改善	4
<u>附属資料</u>	
○ 豊橋市消防団組織等改善協議会設置要綱	別添 1
○ 豊橋市消防団組織等改善協議会開催状況	別添 2
○ アンケート	
▪ 市民アンケート結果	別添 3-1
▪ 消防団員アンケート結果	別添 3-2

第1 消防団の組織及び制度に関すること

1 消防団組織編制

人口減少など社会環境の変化に伴い、今後も継続的に消防団員の確保に苦慮することが見込まれる。また、財政状況の見通しも厳しいことが予想され、限られた予算の効率的な配分も求められる。これらのことから、消防団組織の在り方を改めて見直す必要がある。

消防団員アンケートにおいて、部を有する分団に属する団員からは、部の統廃合およびその検討を求める声が半数を超え、現状維持を上回っている。さらに、部の設置数と直近5年間の出火件数を比較した場合の相関性は見られないため、過去の協議会提言で示された部の統廃合を一層推進する必要がある。

そこで1分団1部の原則を維持しつつ、複数部を有する分団については、今後1分団2部までを上限として部の統廃合を進めていく。

しかし、一挙にその体制を変えることは、消防団の沿革、地域の住民意識及び消防団の士気などから段階的に移行することが妥当であるため、一定の期間を定めることも必要である。

なお、分団の編成単位については、人とのつながりや地域活動の基本が小学校区であることや、市民・消防団員アンケートからも、望ましい分団の編成単位として小学校区単位での設置が多数を占めていることから、引き続き小学校区単位を維持することが適当である。

2 消防団員条例定数

消防団員数の減少が続く中で、本市の人口動態予測から判断しても、現在の条例定数を維持することは難しく、持続可能な消防団組織を構築するため、必要十分な消防団員数を改めて検討し、分団における人員の算定基準の見直しを図る必要がある。

現在、分団における消防団員の数は1分団17人を基準として組織されており、部については1部増えるごとに10人を加算した人員とされている。

市民・消防団員アンケートによると、火災や大規模災害での活動が最優先で消防団に求められており、その活動を念頭に人員を検討した。

火災に対する分団の平均出動人員やポンプ操法の編成人員などから、小隊の編成は5人を基本とする。

また、大規模災害時には長時間の活動が求められ、消防団員の交代要員を含めた編成が望ましいことから、1小隊5名が3交代できる人数を考慮し、今後は1分団あたり15人を基準とする。

なお、部については分団を補完する位置づけとし、現状に引き続き1部につき10名を加算するものとする。

第2 消防団の活動に関すること

1 消防団活動

近年、地球温暖化の影響による災害の多発化・激甚化に伴い、消防団に求められる役割は多様化している中、現在は、その役割に応じて基本団員と機能別団員により消防団活動を実施している。

基本団員は、災害防ぎょ活動のほか、訓練、式典などの組織的な公的諸行事、災害予防のための啓発活動、更には地域での防災訓練指導や応急手当指導などさまざまな活動を担っている。

また、消防団員のサラリーマン化の進展により、日中の災害対応力を補うため機能別団員を導入し、災害防ぎょ活動に限り活動をしている。

消防団への期待に応える中、人口減少や地域コミュニティの弱体化、若年層世代における価値観の相違など消防団員の確保が困難な状況になり、消防団の負担軽減が求められるようになった。これらの現状は消防団員アンケートからも、災害対応以外で負担に感じている活動としてポンプ操法や式典などがあげられ、それらの活動の多さが家族への迷惑や負担となっていることが分かる。

これらのことから、競技化した訓練や儀礼的な活動は廃止、縮小、集約を進め、負担軽減を図る必要がある。

2 地域活動

消防団は地域住民が主体となる組織であり、地域コミュニティの防火防災の中心として幅広く活躍している中で、各地域においても多様な地域活動を実施している。

持続可能な消防団組織の構築には消防団の負担を軽減する必要があり、消防団が行う地域活動の見直しも重要な要素である。

他方、消防団員アンケートでは、入団した経緯は消防団、自治会の勧誘が多く、また、分団の編成についても現在と同様の小学校区単位を希望していることから、自治会による団員の加入支援をはじめ、地域との結びつきはより強固にしていかなければならない。引き続き、消防団と自治会が協議を重ね相互に協力していかなければならない。

3 明確な役割分担

消防団は消防機関としての役割と、地域住民の一人として消防団に参画する住民自治組織としての側面を併せ持つ特徴的な団体である。

消防団にはそれらの多様な役割があるため、活動等の負担感については一括りで考えることは難しく、活動の主催者である行政や自治会、更には消防団そのものでさえ、それぞれの実施主体が慣例として継続してきた活動内容を見直し、真に必要な消防団活動へと整理統合することが重要である。

消防団の負担軽減を図りながらも、地域防災力の向上を目指すためには消防団が担っている多様な活動において役割分担を行い、専門性を高めることが得策である。

そこで、現在の基本団員と機能別団員の役割を再検討する必要がある。

基本団員の主な活動は災害対応とし、災害防ぎょ活動での安全性や専門性を向上させるべく、より一層実践的な災害対応訓練に注力していく。訓練については技術や知識、また指揮命令系統などを安定的に確保するため、常備消防との合同訓練を定期的に行うなど連携強化が必要である。

また基本団員である女性分団においては、性別により活動を区分することがないように検討していく必要がある。

機能別団員については、現在の形である基本団員の活動を支援する災害防ぎょ活動を担うものや、例えば各地域の中で自主防災組織を支える役割が期待できるものなど、今後は多様な活動を担えるように、その在り方を協議し再構築していくべきである。

消防団の担い手としては、性別、国籍にとらわれないことが重要であり、年齢については担う活動に応じて定年の延長を検討するなど、引き続き多様な担い手を受け入れる柔軟性を確保していくことが肝要である。

第3 消防団員の報酬等の処遇に関すること

消防団員の処遇

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第13条には、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇改善を図り、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給がされるよう、必要な措置を講ずることが規定されている。

また市民・消防団員アンケートでは、報酬、手当の改善が入団確保につながるとされ、消防団が担っている活動の特殊性を鑑みてもその処遇を改善する必要がある。

支給額については、国が定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」に準じて、令和3年度に「消防団員の報酬等の基準に基づく検討委員会」にて必要な条例改正及び予算措置に向けて検討されたものが妥当であり、手当されるべきである。

第4 消防団のその他必要な事項に関すること

消防団の装備の改善

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第14条には、国及び地方公共団体は、消防団の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図られるよう、必要な措置を講ずることが規定されている。この規定を背景に国は消防団の装備の基準を改善している。

また、災害が多発化・激甚化する中で、消防団の活動を災害対応や実践的な訓練に注力していくには、消防団員の安全確保が保たれていなければならない。

このことから国が示した基準をもとに、本市に想定される災害に即した装備を改善充実することが引き続き重要である。

豊橋市消防団組織等改善協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 豊橋市消防団（以下「消防団」という。）に関し広く市民の意見を求め、今後の在り方について協議するため、豊橋市消防団組織等改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 消防団の組織及び制度に関すること。
- (2) 消防団の活動に関すること。
- (3) 消防団の報酬等の処遇に関すること。
- (4) 消防団のその他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する委員で別表に掲げる構成員をもって組織する。

2 協議会は、前項に定める者のほか、必要に応じて臨時の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する者とし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て代理人を出席させることができる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、消防本部総務課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する
- 2 この要綱は、第2条に規定する協議会の所掌事務が終了したときに、その効力を失う。

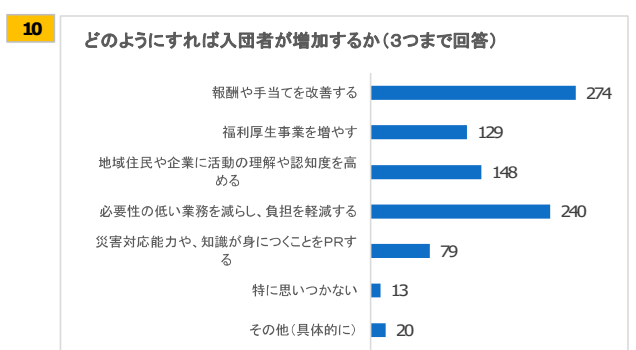
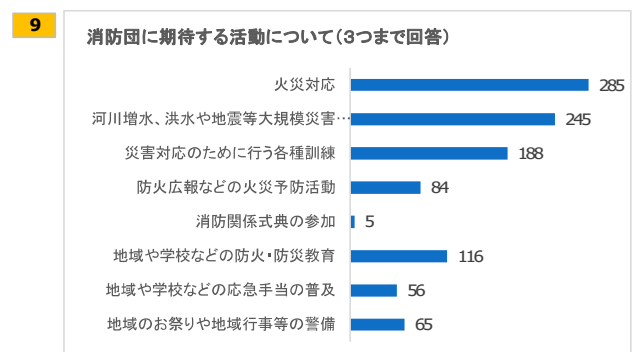
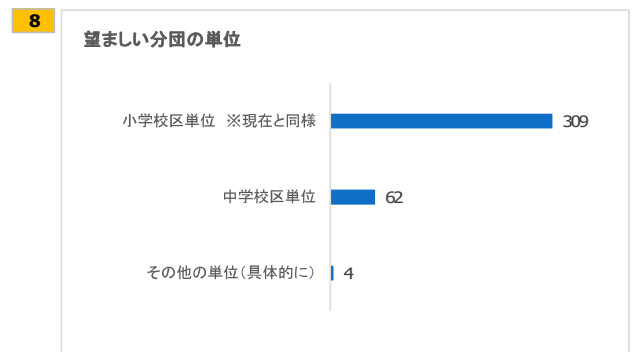
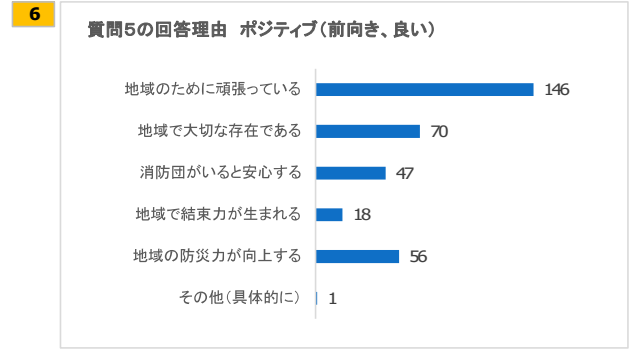
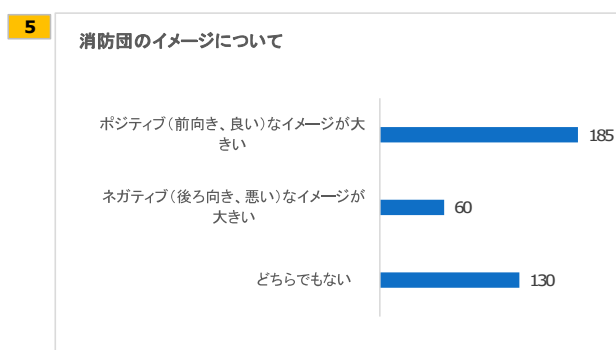
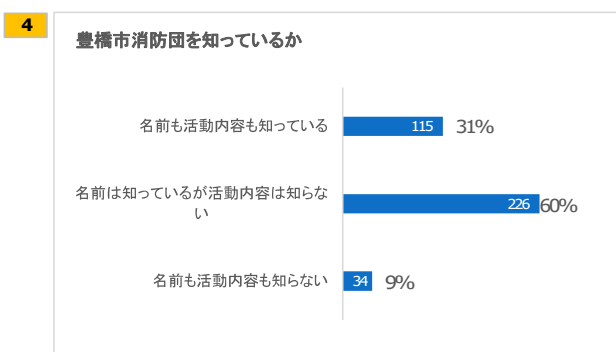
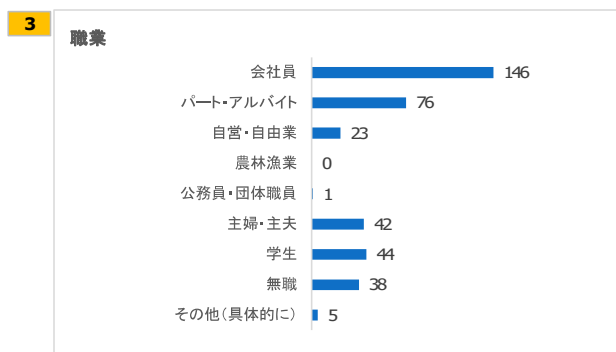
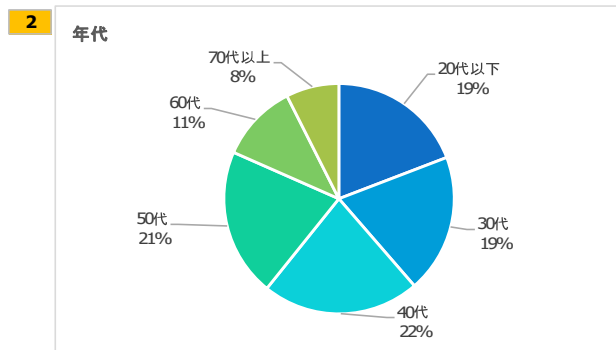
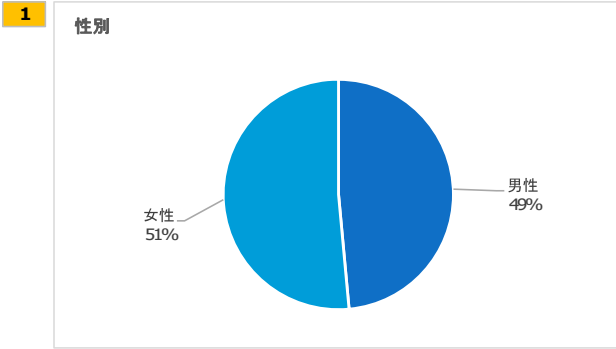
別表（第3条関係）

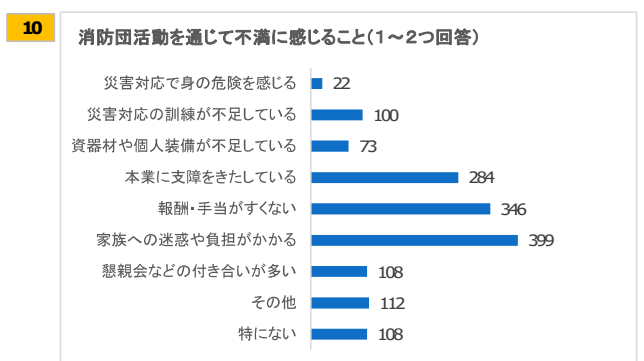
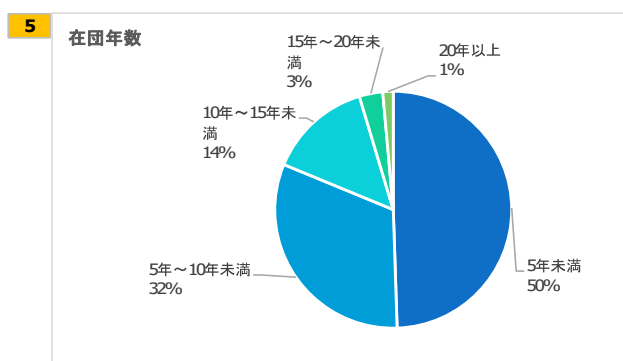
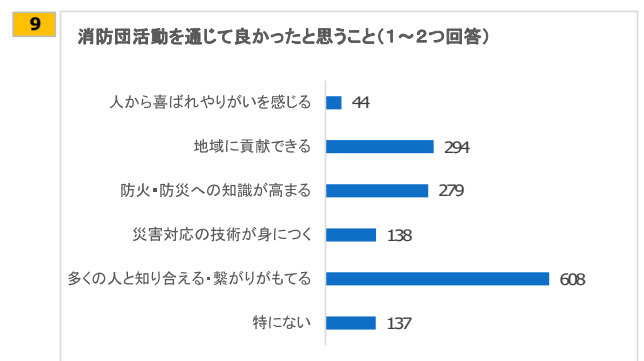
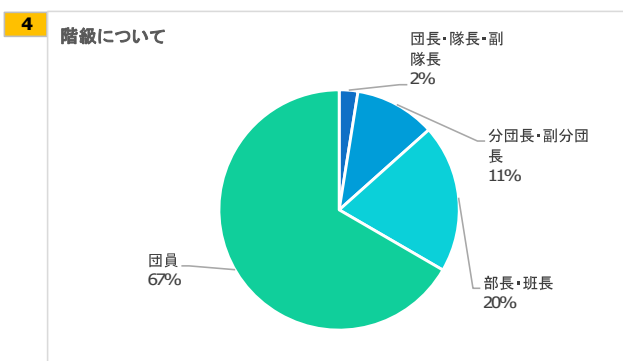
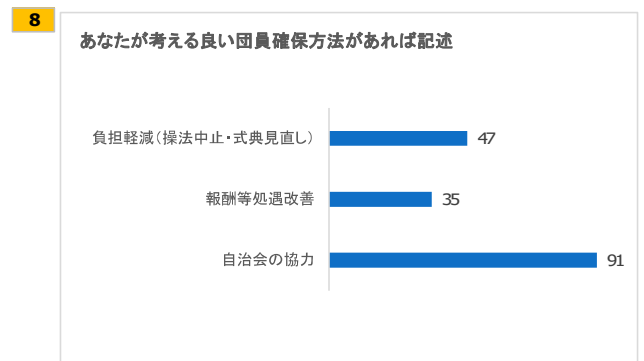
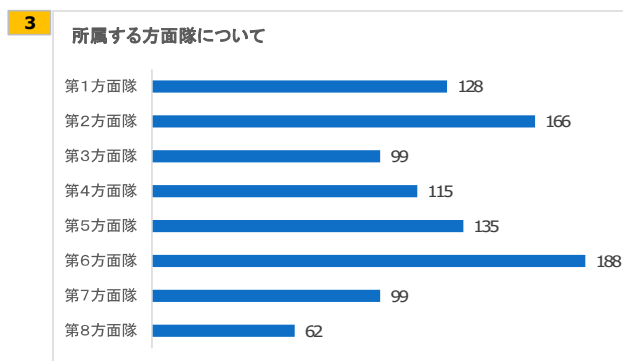
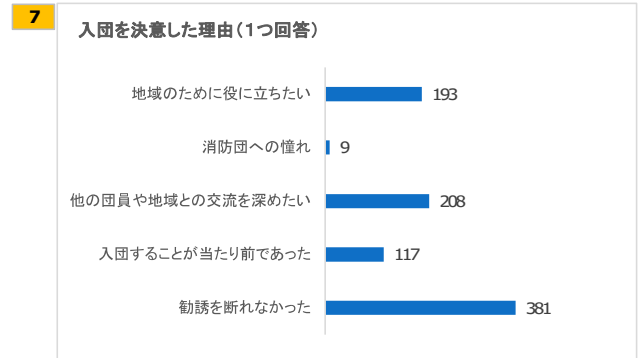
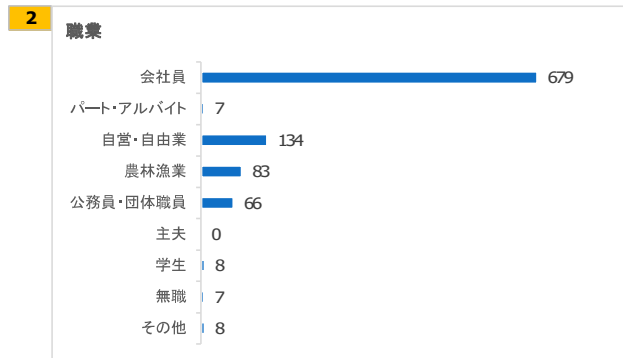
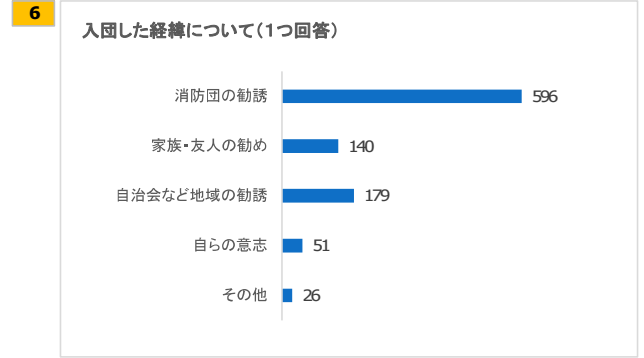
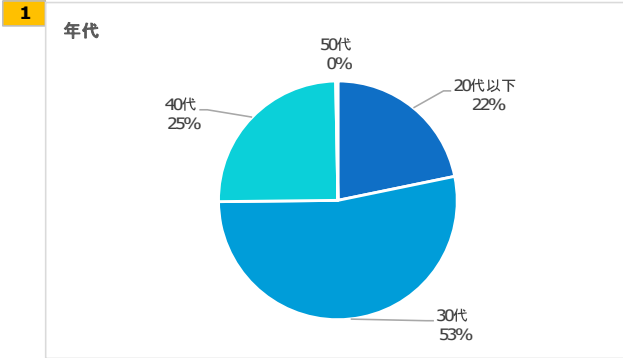
氏名	職名等
鈴木 誠	愛知大学 地域政策学部 教授
原田 和宣	豊橋市自治連合会 理事
山田 芳照	愛知県東三河総局県民環境部 防災安全課長
鈴木 ギダ	A B T豊橋ブラジル協会 会長
山下 徹	豊橋障害者（児）団体連合協議会 会長
梶尾 笑	愛知大学短期大学部 学生
松下 直弘	前豊橋市消防団長
南 恵	豊橋市女性防火クラブ連絡協議会 会長
武田 真次	豊橋市消防団長

豊橋市消防団組織等改善協議会開催状況

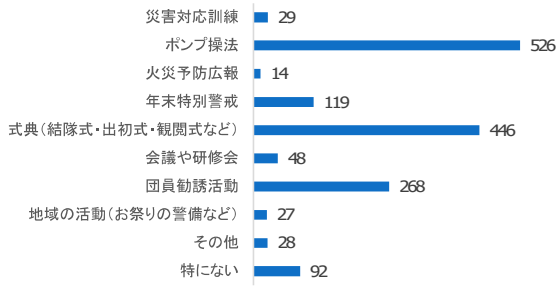
開催状況（協議会事前Web会議2回、協議会4回）

開催年月日 / 場所	会議名	会議概要
<p>令和4年7月12日（火） 豊橋市役所 東122 会議室 18:00 ～ 20:00</p> <p>令和4年7月13日（水） 豊橋市役所 東82 会議室 14:00 ～ 16:00</p>	協議会事前 web 会議	<p>1 事務局あいさつ</p> <p>2 豊橋市消防団組織等改善協議会について （1）概要説明 （2）体系図説明 （3）スケジュール</p> <p>3 豊橋市消防団の紹介</p> <p>4 アンケート結果</p> <p>5 協議事項（改善テーマ） （1）消防団員条列定数 （2）消防団組織編制 （3）消防団活動 （4）地域との連携 （5）明確な役割分担 （6）消防団員の処遇</p> <p>【要旨】 アンケート結果から見える現状認識と課題の確認</p>
<p>令和4年7月20日（水） 豊橋市役所 東83 会議室 18:00 ～ 20:00</p>	第1回協議会	<p>1 市長あいさつ</p> <p>2 委員及び事務局の紹介</p> <p>3 協議会要綱説明</p> <p>4 会長の互選</p> <p>5 会長あいさつ</p> <p>6 協議・検討</p> <p>【要旨】 ・各委員の多角的な視点による意見出し及び目標・改善策について協議</p>
<p>令和4年8月23日（火） 豊橋市役所 災害対策本部室 14:00 ～ 16:00</p>	第2回協議会	<p>【要旨】 ・改善テーマにそって協議及び意見のまとめ</p>
<p>令和4年10月6日（木） 豊橋市役所 東84 会議室 18:00 ～ 20:00</p>	第3回協議会	<p>【要旨】 ・意見書(案)について協議及び過不足の確認</p>
<p>令和4年11月1日（火） 豊橋市役所 東122 会議室 18:00 ～ 20:00</p>	第4回協議会	<p>【要旨】 ・意見書(案)最終審議及び承認</p>

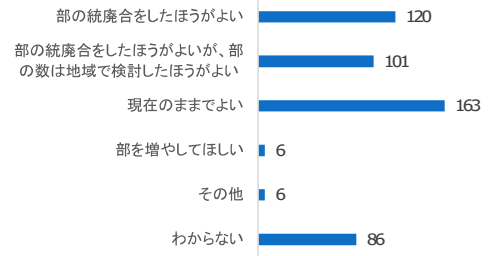




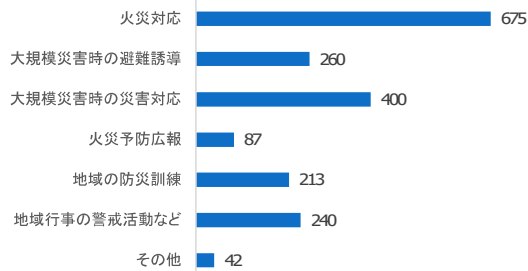
11 災害対応以外で負担に感じている活動について(1~2つ回答)



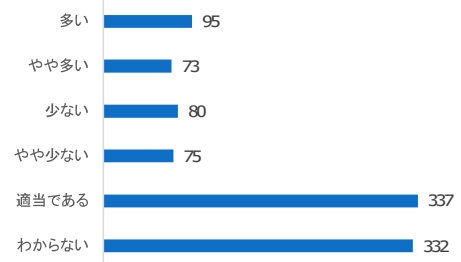
16 部の統廃合について※2部以上ある分団員のみ回答



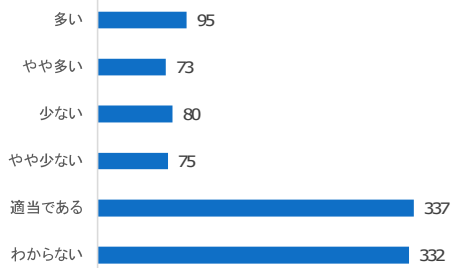
12 市民が消防団に求めていると感じるもの(2つ回答)



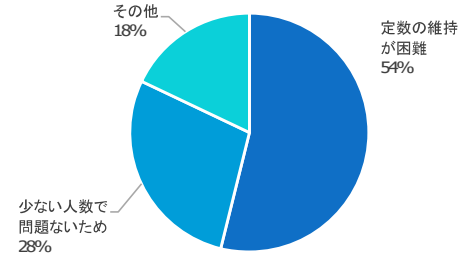
17 部の人数について※2部以上ある分団員のみ回答



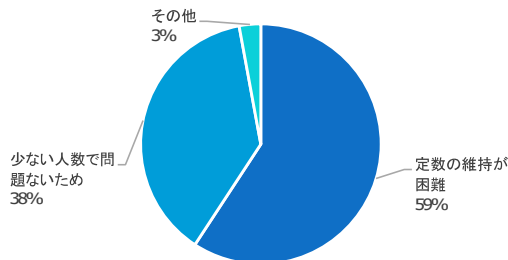
13 消防団員の人数について



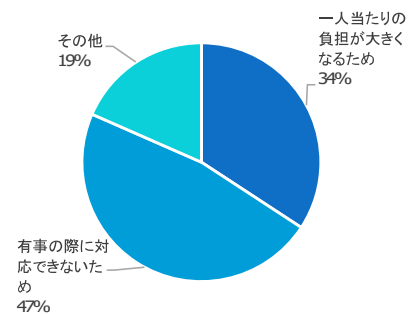
18 回答理由(多い・やや多い)



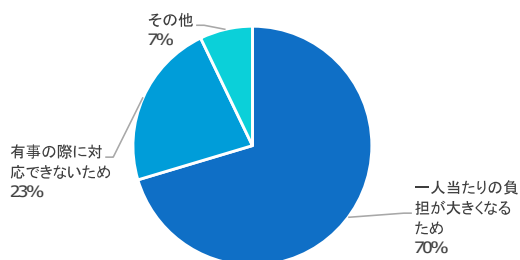
14 回答理由(多い・やや多い)



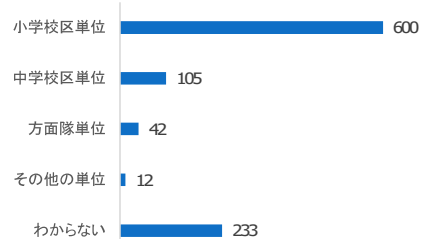
19 回答理由(少ない・やや少ない)



15 回答理由(少ない・やや少ない)

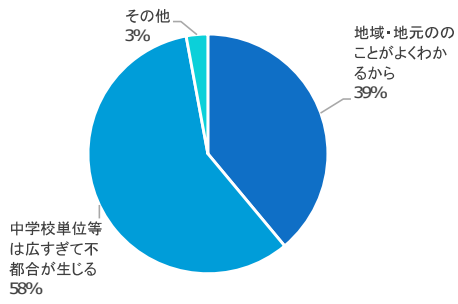


20 分団の編成について



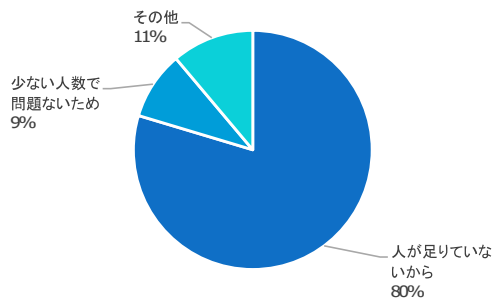
21

回答理由(小学校単位)



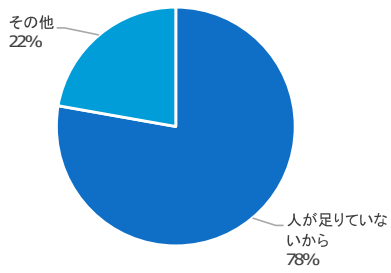
22

回答理由(中学校単位)



23

回答理由(方面隊単位)



豊橋市消防団

ビジョン2024-2030(案)

発行日 令和6年〇月

発行 豊橋市

事務局 豊橋市消防本部 総務課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL 0532-51-3111 FAX 0532-56-2200

E-mail shobo-somu@city.toyohashi.lg.jp

TOYOHASHI
FIRE-CORPS